

2012年7月9日から

新しい在留管理制度開始 再入国許可制度が変わります

2012年6月

大連出張駐在官事務所

●みなし再入国制度

長期滞在者が再入国する意思を持って出国する場合、出国時に有効期間1年（特別永住者は2年）の再入国許可を受けたものとみなされます。この場合、再入国許可の手続きは不要です。

※長期滞在者とは就労・留学・技能実習生・日本人配偶者・永住者などの在留資格を有する方

●みなし再入国制度の利用方法

日本出国時、再入国用カードの「みなし再入国許可の意思表示欄」へチェックします。

The image shows a sample of an Embarkation Card for Reentrant (再入国用カード). The card is titled '再入国用カード EMBARKATION CARD FOR REENTRANT'. It contains fields for Name (氏名), Nationality (国籍), Date of Birth (生年月日), and Date of Issue (発行日). A red circle highlights the checkbox area for 'みなし再入国許可の意思表示欄' (Indication of intention to re-enter under the simplified re-entry system). The text next to the checkbox reads: 'みなし再入国許可の上で出国を希望します。 (I wish to depart with the simplified re-entry permission.)' and 'Please check the box.' Below the checkbox is a signature line (署名) and a barcode.

●再入国許可の申請が必要な方

みなし再入国制度の有効期間は1年（特別永住者は2年）です。これを超える場合、これまでと同様、日本の入国管理局で再入国許可の申請が必要です。

●再入国許可とみなし再入国の違い

<有効期間>再入国許可：5年（特別永住者は6年）、みなし再入国：1年（特別永住者は2年）

<当事務所における有効期間の延長>再入国許可：条件を満たす場合可、みなし再入国：不可

●注意

①みなし再入国制度の有効期間を超え、日本に再入国しない場合は在留資格自体が失効しますのでご注意ください。

②あなたがみなし再入国許可の権利を有しているか否かについて、当事務所では確認できませんので、「外国人在留総合インフォメーションセンター」03-5796-7112にお問い合わせください。

③2012年7月9日以前に日本を出国した外国人はみなし再入国許可の対象者とはなりません。

その他主な変更点

●外国人登録制度が廃止され、在留カードが交付されます。長期滞在者（特別永住者をのぞく）は在留カードを携帯する義務があります。

- 4大空港(成田, 羽田, 中部, 関西)

上陸許可の証印 + 在留カードの交付

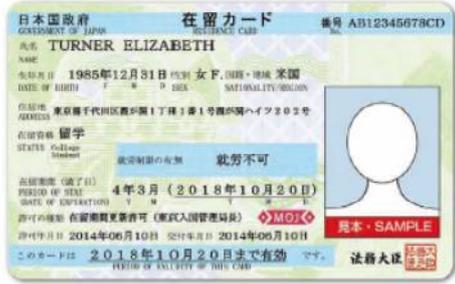
- それ以外の出入国港



在留カード後日交付
Residence card will be
issued at a later date
日本国入国審査官
Immigration Inspector, Japan

この場合、
市区町村の窓口での
住居地の届出
↓
住居地に
在留カードを郵送

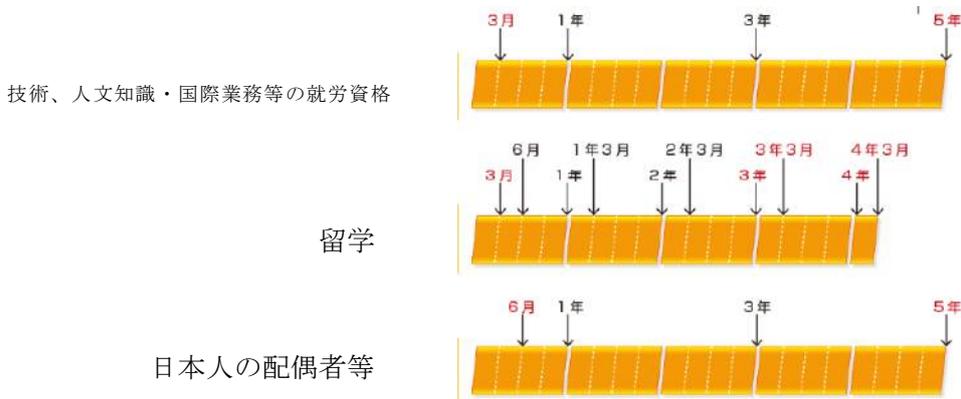
(カード表面)



(カード裏面)



●在留期間が最長5年となります。



※更なる詳細は入管ホームページでご確認ください。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html